

第9章 当該対象事業の実施が環境に影響を
及ぼすおそれのある地域を管轄する
特別区の名称及びその地域の町名

第9章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

本事業の実施による、騒音・振動、日影、電波障害、景観及び廃棄物が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図9-1に示すとおり、計画線最寄り軌道中心から約100mの範囲とする。

当該地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名は、表9-1に示すとおりである。

表 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域の町名

特別区の名称	町名
板橋区	板橋二丁目の一部、大山金井町の一部、大山東町の一部、大山町の一部、栄町の一部、仲町の一部、中板橋の一部、弥生町の一部

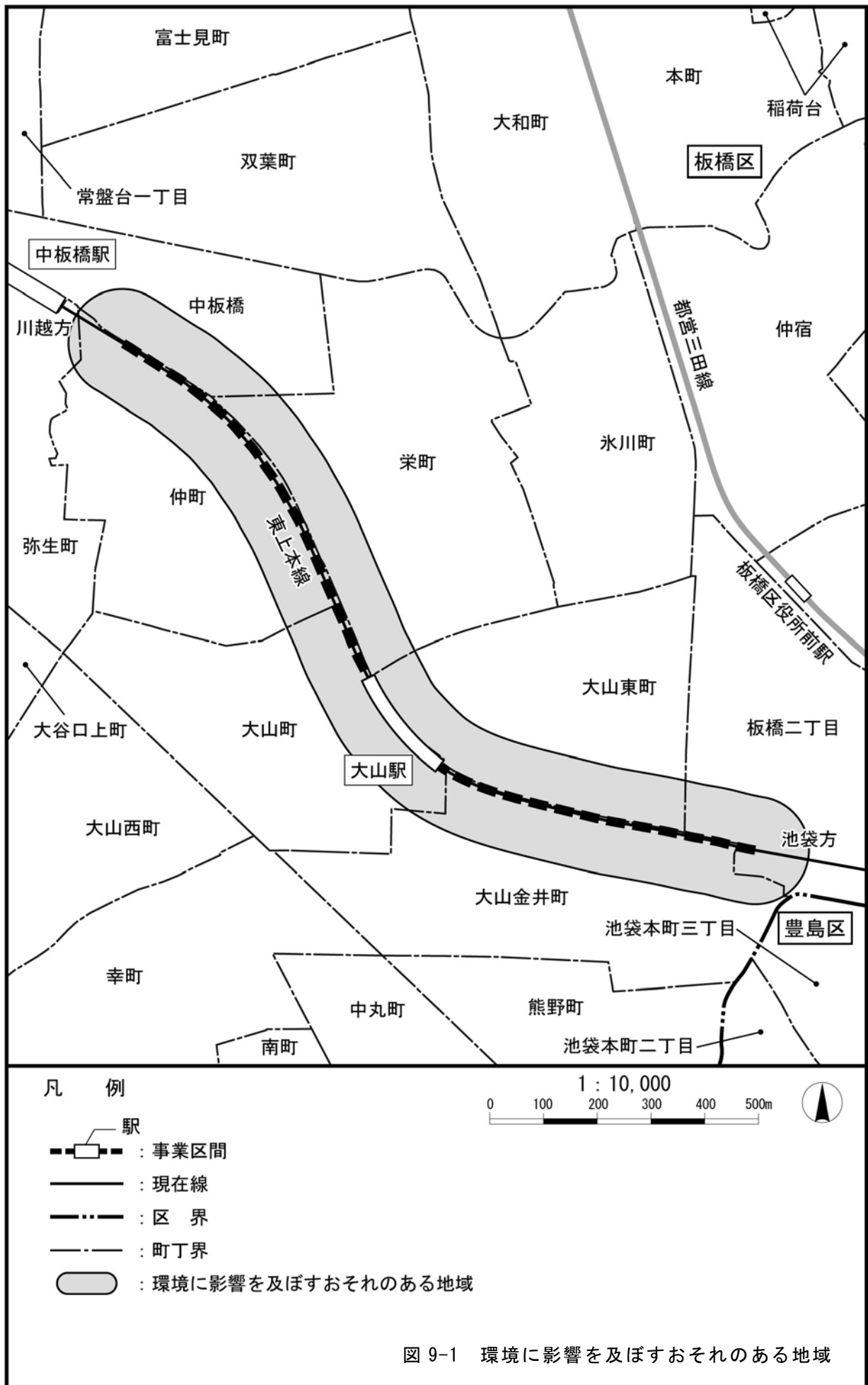


図 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域